建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年１月28日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　処分をした年月日　平成24年12月14日

２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　西尾　　篤　一級建築士　第222797号

３　処分の内容　平成25年４月１日から業務停止３月

４　処分の原因となった事実　兵庫県内の建築物（１物件(建築確認：平成24年３月)）について、大東建託株式会社神戸支店一級建築士事務所（兵庫県知事登録（一級）第101719号）の業務に関し、設計者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第58条の規定に違反する設計(本件建築物は第４種高度地区内にあることからその高さは同高度地区に関して都市計画で定められた内容に適合しなければならないにもかかわらず、同内容に適合しない設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年１月28日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　処分をした年月日　平成24年12月14日

２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　片桐　利昌　一級建築士　第216647号

３　処分の内容　平成25年４月１日から業務停止３月

４　処分の原因となった事実　東京都内の建築物（１物件(建築確認：平成21年９月)）について、株式会社中建工業一級建築士事務所（埼玉県知事登録第⑵第7605号）の業務に関し、設計者として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第119条の規定に違反する設計（廊下の用途が共同住宅の住戸若しくは住室の床面積の合計が100平方メートルを超える階における共用のもので、廊下の両側に居室がある廊下以外の廊下の幅は1.2メートル以上としなければならないにもかかわらず、1.2メートルに満たない設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年１月28日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　処分をした年月日　平成24年12月14日

２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　荒木　　徹　一級建築士　第250232号

３　処分の内容　平成25年４月１日から業務停止３月

４　処分の原因となった事実　東京都内の建築物（１物件(建築確認：平成20年６月)）について、一級建築士事務所アーキトーク設計室（東京都知事登録第52826号）の業務に関し、設計者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第53条第１項第２号の規定に違反する設計（本件建築物の存する地域では建築物の建築面積（建築物の外壁又はこれに代わる中心線で囲まれた部分の水平投影面積）の敷地面積に対する割合（建ぺい率）は60％を超えてはならないにもかかわらず、建ぺい率が60％を超えている設計）及び同法第56条第１項第１号の規定に違反する設計（本件建築物の集合住宅用変圧器は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の12の規定による建築物の部分でないにもかかわらず、同条の規定による建築物の部分であるとして同施行令第135条の６第１項の規定による基準を満たす建築物であると誤り、その結果として本件建築物の高さが道路高さ制限を超える設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年１月28日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　処分をした年月日　平成24年12月14日

２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　恒田　義久　一級建築士　第221767号

３　処分の内容　平成25年４月１日から業務停止３月

４　処分の原因となった事実　東京都内の建築物（１物件(建築確認：平成21年５月)）について、株式会社長谷萬一級建築士事務所（東京都知事登録第54535号）の業務に関し、設計者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第58条の規定に違反する設計(東京都市計画高度地区(第一種高度地区）内の建築物は、建築物の各部分の高さが当該部分から前面道路の反対側の境界線までの真北方向の水平距離の0.6倍に５メートルを加えたもの以下でなければならないにもかかわらず、これに適合しない設計)を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年１月28日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　処分をした年月日　平成24年12月14日

２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　白石　敏明　一級建築士　第140831号

３　処分の内容　平成25年４月１日から業務停止３月

４　処分の原因となった事実　岐阜県内の建築物（１物件(建築確認：平成24年４月)）について、東濃設計社（岐阜県知事登録第6393号）の業務に関し、設計者として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の３の規定に違反する設計（本件建築物は土砂災害特別警戒区域内にあり、また居室を有することから、建築物の外壁及び構造耐力上主要な部分の構造方法は、自然現象により想定される衝撃が作用した場合においても破壊を生じないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いなければならないにもかかわらず、同構造方法を用いない設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年１月28日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　処分をした年月日　平成24年12月14日

２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　池尻　範生　一級建築士　第162139号

３　処分の内容　平成25年４月１日から業務停止３月

４　処分の原因となった事実　広島県内の建築物（１物件(建築確認：平成20年２月)）について、株式会社共栄店舗一級建築士事務所（広島県知事登録06⑴第0290号）の業務に関し、設計者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条の規定に違反する設計（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第38条第３項及び第４項の規定による「建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件」（平成12年建設省告示第1347号）第一第４項第１号により準用する同第３項第２号及び第３号の規定によれば、建築物の基礎を布基礎とする場合、木造の建築物の土台の下にあっては、連続した立上り部分を地上部で30cm以上としなければならないが、一部で立上り寸法が不足しており、また同告示第二による構造計算の基準も満たさない設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年１月28日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　処分をした年月日　平成24年12月14日

２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　武田　素明　一級建築士　第234857号

３　処分の内容　平成25年４月１日から業務停止３月

４　処分の原因となった事実　千葉県内の建築物（１物件（建築確認（申請）：平成23年10月））について、現代都市建築一級建築士事務所（埼玉県知事登録第⑶7755号）の業務に関し、設計者として、本件建築物は建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第２号に掲げる建築物であることから、構造設計を行った場合には建築士法第20条の２第２項の規定により構造設計一級建築士に本件建築物が建築基準法第20条の規定及びこれに基づく命令の規定に適合するかどうかの確認を求めなければならないにもかかわらず、確認を求めずに、本件建築物の構造図、構造計算書及び建築士法第20条第２項の規定による構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書に他の構造設計一級建築士の名義を無断で借用して記名押印した。